

## 令和7年度 あさぎり町健幸プログラム参加規約

### （目的）

第1条 本規約は、ICTを活用し「歩くこと」「測ること」を中心として、健康づくりの成果を可視化し、楽しみながら健康づくりに取り組むことを目的としてあさぎり町が運営する、健幸プログラム（以下「本事業」といいます。）を実施するために必要な事項を定めたものです。

2 この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

### （用語の定義）

第2条 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1)「健幸ポイント」とは、参加者が、本規約その他あさぎり町が定める基準に従って所定の品又は便益の提供を受けるために使用することができる交換手段及びその単位のことをいいます。
- (2)「申込者」とは、健幸プログラム参加申込書（参加同意書）をあさぎり町に提出した者をいいます。
- (3)「参加者」とは、申込者のうち、あさぎり町が本事業への参加を認めた者をいいます。
- (4)「登録通知書」とは、本事業への参加登録を通知するために、参加者に対してあさぎり町から配付される書類のことをいいます。
- (5)「マイページ」とは、第9条に定める実施内容及び第10条の定めにより付与される健幸プログラム等を確認できるウェブサービスのことをいいます。

### （個人情報の収集・利用）

第3条 本事業の目的である健康寿命の延伸並びに本事業の評価及び効果の分析のため、次の各号に定める個人情報を個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に基づき収集します。なお、参加者情報については、参加者本人から直接収集し、医療費情報等については、各保険者から収集します。

(1) 参加者情報 本事業の参加者から次の情報を収集します。

ア 氏名、ニックネーム、性別、郵便番号、住所、生年月日、身長、電話番号、メールアドレス、健康保険の種類別

イ アンケート調査回答結果、活動量データ、体組成データ

ウ 健幸ポイント情報

エ マイページの利用ログデータ（接続時間、日時）

(2) 医療費情報等国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者、介護保険被保険者については、本事業の評価及び効果の分析のために、医療費等に関する次の情報を各保険者から収集します。

ア 医療費に関する情報（国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者）

イ 健康診査に関する情報（国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者）

ウ 介護給付費に関する情報（介護保険被保険者）

2 本事業の実施にあたって、活動量データ等の管理及び健幸ポイントの付与業務並びに本事業の評価及び効果の分析業務を株式会社タニタヘルスリンク（以下「委託事業者」といいます。）に委託し、あさぎり町の監督のもと、次の各号に定めるとおり個人情報を利用します。

(1) 活動量データ等の管理及び健幸ポイントの付与業務 前項第1号に定める参加者情報

(2) 評価及び効果の分析業務 前項第1号に定める参加者情報の活動量データ及び体組成データのうち、歩数、BMI 筋肉率、アンケート調査回答結果及び前項第2号に定める医療費情報等から、氏名、生年月日を削除し、特定の個人を識別することができない状態に加工した情報

3 委託事業者は、あさぎり町との委託契約に基づき、第4項に定める個人情報の安全管理措置を実施します。なお、町との事前協議によって、委託事業者は、個人情報を含まない統計情報等の成果物を共有し公表することができます。

4 個人情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。

(1) お預かりした個人情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止及びその是正、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(2) あさぎり町は、次に定めるとおり、個人情報を適切に保護し、取り扱います。

ア 個人情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。

イ 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、利用目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を取得・利用します。

ウ あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、利用目的の範囲を越えて個人情報をあさぎり町以外の第三者に提供しません。

エ 参加者本人から、自らの参加者情報について別途定める健幸プログラム参加手引（以下、「参加手引」といいます。）に記載する問い合わせ窓口に照会があった場合は、適切に対応します。

オ 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取組及び継続的な改善・向上に努めます。

（参加申込み）

第4条 本事業への参加を希望する者は、参加申込書等により参加の申込みを行うものとします。

（参加者の決定）

第5条 あさぎり町は、前条第1項の参加申込書等に記載された申込情報を確認し、定員を超える応募があった場合は抽選を行い、必要な審査・手続き等を経た後に、登録通知書を発行します。

2 参加者の決定は、登録通知書に記載の登録日をもって決定とし、その時点より参加者とあさぎり町の間に本事業への参加に関する契約が成立するものとします。

3 あさぎり町は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。

(1) 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合

(2) 申込者が実在しない場合又は住民基本台帳との確認ができない場合

(3) 虚偽の申込み等により、第6条に定める条件を満たさないことが判明した場合

(4) あさぎり町外への転出や死亡等により、第6条に定める条件を満たさなくなった場合

(5) 6カ月以上継続して、第9条第1項に定める事項を実施しなかった場合

(6) 第15条に定める禁止事項を行った場合

(7) その他あさぎり町が承諾できない事由があると判断した場合

4 あさぎり町は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を通知するものとします。

5 参加者は、本規約に同意できない場合は、退会を申し出るものとします。

（参加条件）

第6条 あさぎり町は、申込者が次の各号の全てに適合していると認めるときは、参加申込みを承諾します。

(1) 16歳以上の方（令和8年3月31日現在）※令和7年7月より12歳以上の方（令和8年3月31日現在）小・中学生は原則親子参加

(2) あさぎり町に住民登録している方

(3) 初回の事業説明会または説明資料等を読んで参加できる方

(4) 自己責任で本事業に参加できる方

(5) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属している者のいずれにも該当しない方

(6) 本事業に関連するアンケート調査にご協力いただける方

(7) あさぎり健幸プログラムにはじめて参加する方

(参加者の負担)

第7条 参加登録に係る費用は次のとおりとします。

- (1) 活動量計での購入費用 3,000円(初回のみ、200人限定)
- (2) スマートフォンアプリでの参加登録費用 無料
- (3) 活動量計の故障又は紛失に伴う再購入等にかかる費用 5,060円
- (4) 事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
- (5) その他あさぎり町が別途指定する費用

(活動量計の管理)

第8条 参加者は活動量計を善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。

2 活動量計及び附属品の再配布は原則として行いません。

(実施内容)

第9条 本事業への参加者は、次の事項に協力をお願いします。

- (1) アンケート調査の回答
- (2) 活動量計及びアプリによるデータの計測及び送信
- (3) 体組成データの計測及び送信

2 前項の実施方法は、別途定める参加手引に基づくものとします。

(健幸ポイントの付与)

第10条 本事業において付与される健幸ポイント及び付与条件は別途定める参加手引の記載に基づくものとします。

(健幸ポイントの交換)

第11条 獲得した健幸ポイントの交換等については、別途定める参加手引に基づくものとします。

(申込み内容の変更の届出)

第12条 参加者があさぎり町に通知した住所、電話番号等、第4条の申込情報に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容をあさぎり町に届け出するものとします。

2 あさぎり町は、参加者から前項の変更に関する届出がなされない場合、参加者が獲得した健幸ポイント又は参加者の健幸ポイント交換を無効とすることがあります。

3 参加者が、第1項の変更の届出を行わなかったために、あさぎり町からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到達したものとみなします。

(契約の解除について)

第13条 参加者は、本事業の実施期間中に本事業の参加に関する契約の解除を行うことができます。

2 本事業の参加に関する契約の解除は別途定める参加手引に従って行っていただきます。

3 本事業の参加に関する契約の解除と同時に健幸ポイントもご利用中止となり、それまでに貯まっていた健幸ポイントは無効となります。

(事業の中断・終了)

第14条 あさぎり町は、実施期間内であっても、本事業のサービスの中断又はサービスの全部若しくは一部の提供を終了することがあります。

- 2 前項に基づき本事業を中断・終了する場合、あさぎり町は参加者に対して、その旨を事前にあさぎり町のホームページ等によって通知することとします。

（禁止事項）

第15条 参加者は、次に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 活動量計の貸与、譲渡、販売、質入れ、その他の担保利用
- (2) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 不正な手段を用いて歩数その他の健幸ポイントに関わる数値を改ざんする行為
- (4) その他第三者に不当な不利益を与える行為

（損害賠償等）

第16条 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、自己の責に帰すべき事由によりあさぎり町に損害を与えた場合は、その損害を賠償することとします。

- 2 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、あさぎり町以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

（免責事項）

第17条 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。

- 2 あさぎり町は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
- 3 あさぎり町は、あさぎり町の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
- 4 あさぎり町は、あさぎり町の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。
- 5 あさぎり町は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は破棄された健幸ポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
- 6 あさぎり町は、あさぎり町が指定する健幸プログラムの利用において、あさぎり町の責によらない事由により参加者が被った損害は、責任を負いません。

（規約の変更）

第18条 あさぎり町は、本規約の変更について、あさぎり町のホームページ等によって事前に変更内容及び変更後の規約が有効となる期日を周知し、期日以後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

- 2 本規約の変更について、個人情報の利用目的又は利用する個人情報の内容の変更を伴う場合は、個人情報保護法及び関連法規・ガイドラインに基づき、あさぎり町より参加者にあらかじめ通知を行い、参加者の同意を得るものとします。

附 則

本規約は、令和7年6月2日から適用します。